

「子ども・子育て新システム」導入に関する意見書

去る7月29日開催の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が決定され、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針が示された。

新システムの導入は、「保育現場に市場原理が持ち込まれること」、「福祉としての保育制度が維持されないこと」、「保護者の負担増につながる制度見直しとなる」など、保護者や保育の現場において、多くの不安や懸念が示されている。また、国の責任のもとで、福祉として取り組まれてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐ恐れがあるとの指摘もなされている。

更には、1兆円超に及ぶとされる追加財源が明確に示されていないなど、大きな制度改革を行う上で、あまりにも拙速に過ぎると言わざるを得ない状況にある。

このまま新システムの導入作業が進められると、保育現場において無用な混乱が生じるとともに、保護者の不安に拍車をかけることとなる。

よって、国においては、子ども・子育て新システムについて、早期法案提出方針を撤回の上、国民的議論を十分に尽くすとともに、誰もが安心して利用できる子ども・子育て支援制度の充実に向け、次の事項に関し、早急に取組を進められるよう、強く要望する。

- 1 制度の見直しに当たっては、保護者や教育・保育現場等の意見を十分尊重するとともに、地方公共団体との協議を踏まえた上で、安定的かつ恒久的な仕組みの構築が行われるよう、慎重に検討を進めること。
- 2 来年度予算編成に当たっては、子ども・子育て支援の充実に向け、「安心子ども基金」の拡充等、地方の創意工夫が生かされるような予算編成に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月7日

| | |
|-----------|-----------|
| 衆議院議長 | 横 路 孝 弘 殿 |
| 参議院議長 | 西 岡 武 夫 殿 |
| 内閣総理大臣 | 野 田 佳 彦 殿 |
| 財務大臣 | 安 住 淳 殿 |
| 厚生労働大臣 | 小宮山 洋 子 殿 |
| 国家戦略担当大臣 | 古 川 元 久 殿 |
| 少子化対策担当大臣 | 蓮 紗 岛 殿 |

京都府議会議長 近 藤 永太郎